

## 明治大学大学院外国人学識者招聘事業実施要領

### 1 目的

本事業は、優れた教育・研究業績を有する外国人学識者を招聘し、講義（オムニバスを含む）・セミナー及び共同研究を通じて、本大学院の国際化及び教育・研究活動の発展に貢献することを目的とする。

### 2 募集

- (1) 応募受付期間は、2019年4月8日（月）～2019年5月10日（金）17時とする。
- (2) コーディネーターは、大学院授業科目担当専任教員に限る。
- (3) 応募は年度内において1人につき1件までとする。
- (4) 本事業における講義・セミナー等は、他研究室からも幅広く参加できる内容（テーマ）で実施することを原則とする。

### 3 審査

- (1) 大学院執行部で書類審査及びヒアリングを実施し、採択者を決定する。  
※ヒアリング実施日：2019年5月20日（月）午後（予定）
- (2) 審査結果については、申請者本人に通知するとともに、2019年6月3日（月）に開催される大学院委員会において報告する。

### 4 招聘の件数・内容等

期間	件数	支給経費
30日間以内	最大3件 (1件につき1名招聘)	(1) 渡航費：主要区間の往復航空券 (エコノミー・クラス) (2) 滞在費（宿泊費・国内交通費を含む。） ① 1日間から14日間滞在の場合 ⇒ 滞在日数×20,000円 ② 15日間以上滞在の場合 ⇒ 一律300,000円

※滞在期間は、日本入国日から日本出国日までとする。

※なお、本学外で講義を行う期間は、滞在費を支給しないこととする。

### 5 実施の際の留意点

- (1) 本事業による講義・セミナー等は、原則として「英語」で行うこと。  
(本学学生以外も受講することができる。)
- (2) コーディネーター及び外国人学識者は、別紙「明治大学大学院外国人学識者招聘事業に関する義務」に定める義務を果たさなくてはならない。
- (3) 今回の事業は、原則として2019年9月20日（金）～2020年1月23日（木）までに来日し、かつ全ての教育・研究活動をこの期間内に終了できる外国人学識者とする。

- (4) 本事業による講義・セミナーを本学の夏期休業期間及び冬期休業期間に行うことはできない。
- (5) 外国人学識者には、「外国に10年以上在住し、当該国の学界で活躍している日本国籍を有する研究者」を含む。
- (6) 招聘される外国人学識者の年齢は、原則として来日時において70歳以下であることとする。
- (7) 本学は、外国人学識者の滞在期間中の傷害、疾病等について一切の責任を負わない。また、保険については、必要に応じて外国人学識者本人が加入手続きを行うこととする。
- (8) 本事業により来日した外国人学識者は、本学の滞在期間中に営利活動を行うことはできない。
- (9) コーディネーターは、本事業終了後2週間以内に所定の報告を行わなければならない。事業概要及び報告書は、本学ホームページに掲載予定。

## 6 申請提出書類

各研究科事務担当者を通して、以下の書類を大学院長宛に提出すること。

- ① 明治大学大学院外国人学識者招聘事業申請書（所定用紙）
- ② 明治大学大学院外国人学識者招聘事業計画書（所定用紙）
  - \* いずれも日本語で記入すること。
  - \* コーディネーターの署名・捺印を忘れないよう留意。
  - \* 提出書類①には、写真を貼付すること。
  - \* 招聘決定後に変更が生じた場合は、直ちに大学院事務室に連絡すると同時に変更理由書（所定書式）を大学院長宛に提出すること。
- ③ 経歴書・業績書（外国人学識者本人が作成のこと。）
  - \* 日本語・英語以外の言語で記載されている場合は、和訳（要約で可）を添付すること。

## 7 特記事項（招聘状及び承諾書について）

採択決定後、大学院長より招聘状を被招聘者に発行する。被招聘者は、招聘状を受領後3週間以内に所属機関の承諾書（学長または学部長相当職者が作成したもの）を提出すること。

- \* 日本語・英語以外の言語で記載されている場合は、和訳（要約で可）を添付すること。
- \* 承諾書が提出されない際は、招聘決定を取り消すものとする。
- \* 承諾書には、原則として被招聘者の日本（東京）における滞在期間を、招聘期間として記載すること。

## 8 申請書等配付及び本件問い合わせ先

駿河台キャンパス 大学院事務室 担当：備前，野一色（内線 4527）

以上